

矯正施設感染防止タスクフォースの開催について

〔令和2年4月13日〕
法務大臣決定

1 趣旨

「法務省危機管理専門家会議」の専門的な知見を活用し、感染事案が発生した矯正施設における危機管理上の対応策を講じるとともに、矯正施設の特性を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドラインを作成するため、同会議の下に、矯正施設感染防止タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を置く。

2 構成員

- (1) タスクフォースは、別紙に定める者をもってメンバーとし、法務副大臣が主宰する。ただし、法務副大臣は、必要と認める場合、メンバーを変更することができる。
- (2) タスクフォースの座長は、法務副大臣とする。

3 タスクフォースの庶務は、矯正局において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

別紙

矯正施設感染防止タスクフォース
メンバー

座長 義家 弘介 法務副大臣

専門家 加來 浩器（防衛医科大学校防衛医学研究センター広域感
染症疫学・制御研究部門教授）
司馬田 宏（元京都市消防局本部救助隊長）
成田麻衣子（りんくう総合医療センター大阪府泉州救命救
急センター救命診療科医長）

（五十音順，敬称略）

構成員 法務省大臣官房審議官（矯正担当）
法務省矯正局総務課長
法務省矯正局成人矯正課長
法務省矯正局少年矯正課長
法務省矯正局矯正医療管理官
法務省刑事局公安課長
法務省保護局観察課長
出入国在留管理庁警備課長